

1. 全国児童相談所一覽

全国児童相談所一覧（平成21年5月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
1 北海道	中央児童相談所	064-8564	札幌市中央区円山西町2-1-1	011-631-0301
	旭川児童相談所	070-0040	旭川市10条通11	0166-23-8195
	稚内分室	097-0002	稚内市潮見1-11	0162-32-6171
	帯広児童相談所	080-0802	帯広市東2条南24-14	0155-22-5100
	釧路児童相談所	085-0053	釧路市豊川町3-18	0154-23-7147
	函館児童相談所	040-8552	函館市中島町37-8	0138-54-4152
	北見児童相談所	090-0061	北見市東陵町36-3	0157-24-3498
	岩見沢児童相談所	068-0828	岩見沢市鳩が丘1-9-16	0126-22-1119
室蘭児童相談所	050-0082	室蘭市寿町1-6-12	0143-44-4152	
2 青森	中央児童相談所	038-0003	青森市石江字江渡5-1	017-781-9744
	弘前児童相談所	036-8065	弘前市大字西城北1-3-7	0172-36-7474
	八戸児童相談所	039-1101	八戸市大字尻内町字鶴田7	0178-27-2271
	五所川原児童相談所	037-0046	五所川原市栄町10	0173-38-1555
	七戸児童相談所	039-2571	上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176-60-8086
	むつ児童相談所	035-0073	むつ市中央1-1-8	0175-23-5975
3 岩手	福祉総合相談センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9600
	宮古児童相談所	027-0075	宮古市和見町9-29	0193-62-4059
	一関児童相談所	021-0027	一関市竹山町5-28	0191-21-0560
4 宮城	中央児童相談所	980-0014	仙台市青葉区本町1-4-39	022-224-1532
	東部児童相談所	986-0812	石巻市東中里1-4-32	0225-95-1121
	気仙沼支所	988-0066	気仙沼市東新城3-3-3	0226-21-1020
	北部児童相談所	989-6161	大崎市古川駅南2-4-3	0229-22-0030
5 秋田	中央児童相談所	010-1602	秋田市新屋下川原町1-1	018-862-7311
	北児童相談所	018-5601	大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3956
	南児童相談所	013-8503	横手市旭川1-3-46	0182-32-0500
6 山形	中央児童相談所	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1195
	庄内児童相談所	997-0013	鶴岡市道形町49-6	0235-22-0790
7 福島	中央児童相談所	960-8002	福島市森合町10-9	024-534-5101
	県中児童相談所	963-8540	郡山市麓山1-1-1	024-935-0611
	白河相談室	961-0074	白河市字郭内127	0248-22-5648
	会津児童相談所	965-0003	会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3	0242-23-1400
	南会津相談室	967-0004	南会津町大字田島字天道沢甲2542-2	0241-63-0309
	浜児童相談所	970-8033	いわき市自由が丘38-15	0246-28-3346
南相馬相談室	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1135	
8 茨城	福祉相談センター	310-0011	水戸市三の丸1-5-38	029-221-4992
	日立児童分室	317-0072	日立市井天町3-4-7	0294-22-0294
	鹿行児童分室	311-1517	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-4119
	土浦児童相談所	300-0815	土浦市中高津2-10-50	029-821-4595
	筑西児童相談所	308-0847	筑西市玉戸1336-16	0296-24-1614
9 栃木	中央児童相談所	320-0071	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7830
	県南児童相談所	328-0042	栃木市沼和田町17-22	0282-24-6121
	県北児童相談所	329-2723	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058
10 群馬	中央児童相談所	379-2166	前橋市野中町360-1	027-261-1000
	西部児童相談所	370-0829	高崎市高松町6	027-322-2498
	東部児童相談所	373-0033	太田市西本町41-34	0276-31-3721
11 埼玉	中央児童相談所	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
	南児童相談所	330-0073	さいたま市浦和区元町2-30-20	048-885-4152
	川越児童相談所	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
	所沢児童相談所	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
	熊谷児童相談所	360-0014	熊谷市箱田5-12-1	048-521-4152
	越谷児童相談所	343-0033	越谷市大字恩間402-1	048-975-4152

全国児童相談所一覧（平成21年5月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
12 千葉	中央児童相談所	263-0016	千葉市稲毛区天台1-10-3	043-253-4101
	市川児童相談所	272-0026	市川市東大和田2-8-6	047-370-1077
	柏児童相談所	277-0831	柏市根戸445-12	04-7131-7175
	銚子児童相談所	288-0813	銚子市台町2183	0479-23-0076
	東上総児童相談所	297-0029	茂原市高師3007-6	0475-27-1733
	君津児童相談所	299-1151	君津市中野4-18-9	0439-55-3100
13 東京		162-0052	新宿区戸山3-17-1	03-3208-1121
	北児童相談所	114-0002	北区王子6-1-12	03-3913-5421
	品川児童相談所	140-0001	品川区北品川3-7-21	03-3474-5442
	立川児童相談所	190-0012	立川市曙町3-10-19	042-523-1321
	墨田児童相談所	130-0022	墨田区江東橋1-16-10	03-3632-4631
	杉並児童相談所	167-0052	杉並区南荻窪4-23-6	03-5370-6001
	小平児童相談所	187-0002	小平市花小金井1-31-24	042-467-3711
	八王子児童相談所	193-0931	八王子市台町2-7-13	042-624-1141
	足立児童相談所	123-0845	足立区西新井本町3-8-4	03-3854-1181
	多摩児童相談所	206-0024	多摩市諏訪2-6	042-372-5600
世田谷児童相談所	156-0054	世田谷区桜丘5-28-12	03-5477-6301	
14 神奈川	中央児童相談所	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-84-1600
	鎌倉三浦地域児童相談所	238-0006	横須賀市日の出町1-4-7	046-828-7050
	小田原児童相談所	250-0042	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
	相模原児童相談所	229-0006	相模原市淵野辺2-7-2	042-750-0002
	厚木児童相談所	243-0004	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
15 新潟	中央児童相談所	950-0121	新潟市江南区亀田向陽4-2-1	025-381-1111
	長岡児童相談所	940-0865	長岡市四郎丸町237	0258-35-8500
	上越児童相談所	943-0807	上越市春日山町3-4-17	025-524-3355
	新発田児童相談所	957-8511	新発田市豊町3-3-2	0254-26-9131
	南魚沼児童相談所	949-6623	南魚沼市六日町620-2	025-770-2400
16 富山	富山児童相談所	930-0964	富山市東石金町4-52	076-423-4000
	高岡児童相談所	933-0045	高岡市本丸町12-12	0766-21-2124
17 石川	中央児童相談所	920-8557	金沢市本多町3-1-10	076-223-9553
	七尾児童相談所	926-0031	七尾市古府町そ部8	0767-53-0811
18 福井	総合福祉相談所	910-0026	福井市光陽2-3-36	0776-24-5138
	敦賀児童相談所	914-0074	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858
19 山梨	中央児童相談所	400-0005	甲府市北新1-2-12	055-254-8616
	都留児童相談所	402-0054	都留市田原3-5-24	0554-45-7835
20 長野	中央児童相談所	380-0928	長野市若里7-1-7	026-228-0441
	松本児童相談所	390-1401	東筑摩郡波田町9986	0263-91-3370
	飯田児童相談所	395-0157	飯田市大瀬木1107-54	0265-25-8300
	諏訪児童相談所	392-0027	諏訪市湖岸通り1-19-13	0266-52-0056
	佐久児童相談所	385-0022	佐久市岩村田3152-1	0267-67-3437
21 岐阜	中央子ども相談センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	058-273-1111
	西濃子ども相談センター	503-0852	大垣市米森町5-1458-10	0584-78-4838
	中濃子ども相談センター	505-8508	美濃加茂市古井町下古井字大脇2610-1	0574-25-3111
	東濃子ども相談センター	507-8708	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
	飛騨子ども相談センター	506-0032	高山市千島町35-2	0577-32-0594
22 静岡	中央児童相談所	422-8031	静岡市駿河区有明2-20	054-286-9204
	西部児童相談所	430-0929	浜松市中区中央1-12-1	053-458-7189
	掛川支所	436-0073	掛川市金城93	0537-22-7211
	東部児童相談所	410-8543	沼津市高島本町1-3	055-920-2083
	賀茂児童相談所	415-0016	下田市中531-1	0558-24-2038

全国児童相談所一覧（平成21年5月1日現在）


都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
23 愛知	中央児童・障害者相談センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7250
	海部児童・障害者相談センター	496-8535	津島市西柳原町1-14	0567-25-8118
	知多児童・障害者相談センター	475-0902	半田市宮路町1-1	0569-22-3939
	西三河児童・障害者相談センター	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2779
	豊田加茂児童・障害者相談センター	471-0877	豊田市錦町1-22-1	0565-33-2211
	新城設楽児童・障害者相談センター	441-1326	新城市字中野6-1	0536-23-7366
	東三河児童・障害者相談センター	440-0806	豊橋市八町通5-4	0532-54-6465
	一宮児童相談センター	491-0917	一宮市昭和1-11-11	0586-45-1558
	春日井児童相談センター	480-0304	春日井市神屋町713-8	0568-88-7501
	刈谷児童相談センター	448-0851	刈谷市神田町1-3-4	0566-22-7111
24 三重	北勢児童相談所	510-0894	四日市市山崎町977-1	059-347-2030
	中勢児童相談所	514-0113	津市一身田大古曾字雁田694-1	059-231-5666
	南勢志摩児童相談所	516-8566	伊勢市勢田町622	0596-27-5143
	伊賀児童相談所	518-8533	伊賀市四十九町2802	0595-24-8060
	紀州児童相談所	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3435
25 滋賀	中央子ども家庭相談センター	525-0072	草津市笠山7-4-45	077-562-1121
	彦根子ども家庭相談センター	522-0043	彦根市小泉町932-1	0749-24-3741
26 京都	宇治児童相談所	611-0033	宇治市大久保町井ノ尻13-1	0774-44-3340
	京都児童相談所	602-8075	京都市上京区小川通中立売下ル下小川町184-1	075-432-3278
	福知山児童相談所	620-0881	福知山市宇堀小字内田1939-1	0773-22-3623
27 大阪	中央子ども家庭センター	572-0838	寝屋川市八坂町28-5	072-828-0161
	池田子ども家庭センター	563-0041	池田市満寿美町9-17	072-751-2858
	吹田子ども家庭センター	564-0072	吹田市出口町19-3	06-6389-3526
	東大阪子ども家庭センター	577-0809	東大阪市永和1-7-4	06-6721-1966
	富田林子ども家庭センター	584-0031	富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル内	0721-25-1131
	岸和田子ども家庭センター	596-0043	岸和田市宮前町7-30	072-445-3977
28 兵庫	中央子ども家庭センター	673-0021	明石市北王子町13-5	078-923-9966
	洲本分室	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2075
	西宮子ども家庭センター	662-0862	西宮市青木町3-23	0798-71-4670
	尼崎駐在	661-0024	尼崎市三反田町1-1-1	06-6423-0801
	川西子ども家庭センター	666-0017	川西市火打1-22-8	072-756-6633
	柏原分室	669-3309	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3866
	姫路子ども家庭センター	670-0092	姫路市新在家本町1-1-58	0792-97-1261
	豊岡子ども家庭センター	668-0025	豊岡市幸町1-8	0796-22-4314
29 奈良	中央子ども家庭相談センター	630-8306	奈良市紀寺町833	0742-26-3788
	高田子ども家庭相談センター	635-0095	大和高田市大中17-6	0745-22-6079
30 和歌山	子ども・女性・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見1437-218	073-445-5312
	紀南児童相談所	646-0062	田辺市明洋1-10-1	0739-22-1588
	新宮分室	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-22-8551
31 鳥取	中央児童相談所	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-23-1031
	米子児童相談所	683-0052	米子市博労町4-50	0859-33-1471
	倉吉児童相談所	682-0881	倉吉市宮川町2-36	0858-23-1141
32 島根	中央児童相談所	690-0823	松江市西川津町3090-1	0852-21-3168
	隠岐相談室	685-8601	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9706
	出雲児童相談所	693-0051	出雲市小山町70	0853-21-0007
	浜田児童相談所	697-0023	浜田市上府町イ2591	0855-28-3560
	益田児童相談所	698-0041	益田市高津8-14-8	0856-22-0083
33 岡山	中央児童相談所	700-0807	岡山市北区南方2-13-1	086-246-4152
	倉敷児童相談所	710-0052	倉敷市美和1-14-31	086-421-0991
	高梁分室	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2833
	高梁分室新見相談室	718-8550	新見市高尾2400	0867-72-2974
	津山児童相談所	708-0004	津山市山北288-1	0868-23-5131


全国児童相談所一覧（平成21年5月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
34 広島	西部子ども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東4-1-26	082-254-0381
	東部子ども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2340
	北部子ども家庭センター	728-0013	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181
35 山口	中央児童相談所	753-0214	山口市大内御堀922-1	083-922-7511
	岩国児童相談所	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1513
	周南児童相談所	745-0836	周南市慶万町2-13	0834-21-0554
	下関児童相談所	751-0823	下関市貴船町3-2-2	083-223-3191
	萩児童相談所	758-0041	萩市江向河添沖田531-1	0838-22-1150
36 徳島	中央児童相談所	770-0942	徳島市昭和町5-5-1	088-622-2205
	南部児童相談所	774-0011	阿南市領家町野神319	0884-22-7130
	西部児童相談所	777-0005	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-55-3323
37 香川	子ども女性相談センター	760-0004	高松市西宝町2-6-32	087-862-8861
	西部子ども相談センター	763-0082	丸亀市土器町東8-526	0877-24-3173
38 愛媛	中央児童相談所	790-0811	松山市本町7-2	089-922-5040
	南予児童相談所	798-0060	宇和島市丸之内3-1-19	0895-22-1245
	東予児童相談所	792-0825	新居浜市星原町14-38	0897-43-3000
39 高知	中央児童相談所	781-5102	高知市大津甲770-1	088-866-6791
	幡多児童相談所	787-0050	四万十市渡川11-6-21	0880-37-3159
40 福岡	福岡児童相談所	816-0804	春日市原町3-1-7	092-586-0023
	久留米児童相談所	830-0047	久留米市津福本町金丸281	0942-32-4458
	田川児童相談所	826-0041	田川市弓削田188	0947-42-0499
	大牟田児童相談所	836-0027	大牟田市西浜田町4-1	0944-54-2344
	宗像児童相談所	811-3431	宗像市田熊5-5-1	0940-37-3255
	京築児童相談所	828-0021	豊前市大字八屋2007-1	0979-84-0407
41 佐賀	中央児童相談所	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-26-1212
	唐津分室	847-0012	唐津市大名小路3-1	0955-73-1141
42 長崎	長崎子ども・女性・障害者支援センター	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-6166
	佐世保子ども・女性・障害者支援センター	857-0034	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080
43 熊本	中央児童相談所	861-8039	熊本市長嶺南2-3-3	096-381-4451
	八代児童相談所	866-8555	八代市西片町1660	0965-33-3247
44 大分	中央児童相談所	870-0889	大分市荏隈5丁目	097-544-2016
	中津児童相談所	871-0024	中津市中央町1-10-22	0979-22-2025
45 宮崎	中央児童相談所	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-26-1551
	都城児童相談所	885-0017	都城市年見町14-1-1	0986-22-4294
	延岡児童相談所	882-0803	延岡市大貫町1-2845	0982-35-1700
46 鹿児島	児童総合相談センター	891-0175	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3003
	大島児童相談所	894-0012	奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-6070
	大隅児童相談所	893-0011	鹿屋市打馬2-16-6	0994-43-7011
47 沖縄	中央児童相談所	903-0804	那覇市首里石嶺町4-404-2	098-886-2900
	八重山分室	907-0002	石垣市真栄里438-1（八重山福祉保健所内）	0980-88-7801
	コザ児童相談所	904-2143	沖縄市字知花6-34-6	098-937-0859

全国児童相談所一覧（平成21年5月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
48 札幌市	札幌市児童相談所	060-0007	札幌市中央区北7条西26	011-622-8630
49 仙台市	仙台市児童相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-18-1	022-219-5111
50 さいたま市	さいたま市児童相談所	338-8686	さいたま市中央区下落合5-6-11	048-840-6107
51 千葉市	千葉市児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-277-8880
52 横浜市	中央児童相談所	232-0024	横浜市南区浦舟町3-44-2	045-260-6510
	西部児童相談所	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	045-331-5471
	南部児童相談所	235-0045	横浜市磯子区洋光台3-18-29	045-831-4735
	北部児童相談所	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2441
53 川崎市	中央児童相談所	213-0013	川崎市高津区末長276-5	044-877-8111
	南部児童相談所	210-0804	川崎市川崎区藤崎1-6-8	044-244-7411
54 横須賀市	横須賀市児童相談所	238-8525	横須賀市小川町16	046-820-2323
55 新潟市	新潟市児童相談所	951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-230-7777
56 金沢市	金沢市児童相談所	921-8171	金沢市富樫3-10-1	076-243-4158
57 静岡市	静岡市児童相談所	420-0947	静岡市葵区堤町914-417	054-275-2871
58 浜松市	浜松市児童相談所	430-0929	浜松市中区中央1-12-1	053-457-2703
59 名古屋市	名古屋市児童相談所	466-0827	名古屋市昭和区川名山町6-4	052-832-6111
60 京都市	京都市児童相談所	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	075-801-2929
61 大阪市	中央児童相談所	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-55	06-6797-6520
62 堺市	堺市子ども相談所	593-8301	堺市西区上野芝町2-4-2	072-276-7123
63 神戸市	こども家庭センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-1	078-382-2525
64 岡山市	岡山市こども総合相談所	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-2525
65 広島市	広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-0694
66 北九州市	子ども総合センター	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6	093-881-4556
67 福岡市	こども総合相談センター	810-0065	福岡市中央区地行浜2-1-28	092-832-7100

※1  一時保護所を設置する児童相談所

※2  東京都児童相談センターは一時保護所を3か所設置

→ 児童相談所数=201か所（平成21年6月1日現在）

→ 一時保護所数=124か所（平成21年6月1日現在）

2. 平成20年度に実施された研究 等について

◎子どもの虹情報研修センターの研究活動について

子どもの虹情報研修センターでは、センターが実施する研修で得られた情報の分析や児童福祉の現場における臨床研究をはじめとして、今日的に重要と思われる課題についての研究を行い、その成果をセンター研修に生かすとともに、現場で役立てていただくことをめざしています。

以下では、平成 20 年度に発行した（おもに平成 19 年度実施の）研究報告書等の中から、児童相談所において参考となると思われるものをいくつか紹介いたします。

I. センターで企画して実施した研究及び研究者に委嘱して行った研究

①	研究名	児童虐待の援助法に関する文献研究 －児童虐待に関する文献（2000－2007年）の紹介
	研究代表者	保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）
	研究概要など	児童虐待の援助法に関する文献研究報告書は、すでに第1報から第4報まで出しているが、これらを補完する形で、平成17年度には「児童虐待に関する文献（1991－2006年）の紹介」を、平成19年度には「児童虐待に関する文献（2000－2007年）の紹介」を行った。本報告書はそれら2冊のうち2000年以降の文献からセレクトしたもので、2000年から2007年に発行された文献93冊について、1冊ずつ内容をまとめ、コメントを加えている。
	報告書配布先 (ネット閲覧)	児童相談所、児童福祉施設等。 なお、本研究は当センターホームページ「研究活動・紀要」から閲覧できる。

②	研究名	虐待の援助法に関する文献研究－児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究第3期（2000年6月～2004年4月まで）
	研究代表者	保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター） 吉田 恒雄（駿河台大学）
	研究概要など	児童虐待における法学文献研究は、第1期として平成16年度報告書をまとめ、その後も継続して実施してきた。本報告書は第3期であり、2000年6月から2004年4月までの期間を対象に研究を行っている。この時期は、児童虐待防止法成立から第1次改正までの期間と重なっており、現在の児童虐待対応の法律的な背景を掴み、今後に生かせるよう、法的問題を扱う文献、判例、通知等の法令、調査・統計資料を渉猟している。
	報告書配布先 （ネット閲覧）	児童相談所、児童福祉施設等。 なお、本研究は当センターホームページ「研究活動・紀要」から閲覧できる（近くアップの予定）。
③	研究名	児童養護施設における困難事例の分析 －児童養護施設に入所した195事例の検討－
	研究代表者	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）
	研究概要など	当センターでは、2002年の開設以来、多くの研修を実施しているが、研修参加者には事前課題として、事例を一例まとめて報告するようお願いしている。一つ一つの事例が極めて貴重であることから、研修に際してはそれらを一覧表にして参加者にフィードバックしているが、本研究は、そうした事例の中から、過去2年間に児童養護施設の方々が提出した195事例を対象に、施設に入所する子どもたちを援助する上での困難さの実態を把握するとともに、適切な援助の在り方や体制づくりの一助となるよう、重要となる視点や援助の工夫等について検討している。本報告書は平成17年度報告書に続く第2冊目である。
	報告書配布先 （ネット閲覧）	児童福祉施設、児童相談所等。 なお、本研究は当センターホームページ「援助機関向けページ」→「専門情報」から閲覧できる。

④	研究名	児童虐待における家族支援に関する研究 －児童福祉施設での取り組み－
	研究代表者	川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）
	研究概要など	本研究は、児童福祉施設における家族支援について、現状を分析し、家族支援の課題やその工夫をまとめたものである。先行研究の概観に続き、研究 1 として質問紙調査による改善事例と困難事例、気になる事例の比較、研究 2 として児童福祉施設における家族支援の現状を実践家たちのディスカッションをもとにまとめ、研究 3 として事例分析（改善・困難）を行い、有効な関わりや起こりうる問題点などを記述した。児童福祉施設入所児童への支援の重要性が増していることをふまえての研究報告書である。
報告書配布先 (ネット閲覧)	児童相談所、児童福祉施設等。 なお、本研究は当センターホームページ「研究活動・紀要」から閲覧できる。	
⑤	研究名	被虐待児に対する臨床上の治療技法に関する研究 (情緒障害児短期治療施設における被虐待児への心理治療)
	研究代表者	平岡 篤武（静岡県立吉原林間学園）
	研究概要など	情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設）でも被虐待児の入所割合が高くなり、他害的、破壊的、逸脱的な子どもの問題行動が頻発しているため、こうした子どもたちへの効果的な治療の実施はきわめて重要となっている。本研究は、情短施設で行われている心理治療について、その狙い、実施する上での工夫や課題等を全国の情短施設へのアンケート調査をふまえ、個人治療とグループ治療において整理し、まとめたものである。
報告書配布先 (ネット閲覧)	児童福祉施設、児童相談所等。 なお、本研究は当センターホームページ「研究活動・紀要」から閲覧できる。	

⑥	研 究 名	センター研修における事例検討の分析 －児童相談所等と児童福祉施設 74 事例の検討－
	研究代表者	四方 燿子（子どもの虹情報研修センター） 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）
	研究概要など	当センターでは、研修が可能な限り現場の実態に即したものとなるよう、なるべく事例検討の場を設け、積極的な討議の場を用意している。これらの事例の全体は、わが国の児童虐待の縮図であるとも言えることから、センター研修で行われた事例検討についてもう一度整理し、分析することとした。プライバシーに配慮しているので事例の詳細な紹介や分析には限界もあるが、法的対応などの諸課題や実際に行われた種々の援助等について、児童相談所と児童福祉施設とにわけて報告した。
	報告書配布先 (ネット閲覧)	児童相談所、児童福祉施設等。 なお、本研究は当センターホームページ「援助機関向けページ」→「専門情報」から閲覧できる。

Ⅱ. 研究紀要

		子どもの虹情報研修センター紀要 No.6 (2008)
	内 容	当センターでは、平成 15 年に紀要 No.1 (2003) を発刊して以来、毎年 1 冊ずつ紀要を発行してきている。平成 20 年度には、論文「小児救急医療現場から見た児童虐待の実態と課題」をはじめ、公開講座の記録「イギリスから学ぶ児童虐待対応」や、センター研修講義の記録など多彩な内容で、No.6 を発行した。
	報告書配布先 (ネット閲覧)	児童相談所、児童福祉施設、その他の関係機関等。 紀要は No.1 から今号まですべてセンターホームページ「研究活動・紀要」のページで閲覧できる。

Ⅲ. センター職員が委託を受けて行った研究

研 究 名	こども未来財団委託研究 児童相談所職員の研修の体系化と研修プログラム等に関する調査研究
研究代表者	川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）
研究概要など	児童虐待がますます増加し、対応の中核をなす児童相談所への社会の期待と関心が高まっているが、これを設置運営する自治体の認識や職員の養成確保体制の差は大きく、適切な対応ができにくい状況もある。そこで全国の児童相談所及び児童福祉主管課に対するアンケート調査及びいくつかの児童相談所へのヒアリング調査を行い、それをふまえて職員の養成確保体制の充実や研修の体系化、標準的な研修プログラム等について提言した。
報告書配布先 (ネット閲覧)	研究にご協力いただいた児童相談所及び児童福祉主管課。 インターネットでの公開は、秋以降にこども未来財団ホームページにて行われる予定。

研究名 (研究費名)	児童心理司の業務のあり方に関する調査研究 (子ども未来財団平成20年度 児童関連サービス調査研究等事業)
主任研究者名	山野則子 (大阪府立大学)
報告書の配布先	全国児童相談所、全国都道府県・政令市児童福祉主管課、児童相談所設置市児童福祉主管課、児童相談所設置予定だった3市児童福祉主管課
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	子ども未来財団のホームページにアップ予定 http://www.i-kosodate.net
(研究概要)	
<p>本研究は、児童心理司の業務のあり方を提言するための基礎調査を行い、児童心理司の業務のあり方や養成研修等の専門性の向上に資することを目的とする。</p> <p>この目的を達成するために、①主管課長調査、②児童心理司調査、③ヒアリング調査、④業務報告調査、を行った。①の質問紙調査は、全国の児童相談所217ヶ所(支所・分室などを含む)配布のうち、193ヶ所の児童相談所から回答を得た(児童相談所としての回収率88.9%)。②は同じく217ヶ所のうち、児童心理司からの回答は957件であった。うち745人の常勤心理司の回収結果が得られた。全国常勤の児童心理司の数が1013人であるため、常勤の心理司の回収率は73.5%といえる。非常勤の心理司の全体の数が不明なため、非常勤の回収率は不明である。</p> <p>1. 調査結果から、今まで明確化されていなかった実態・課題を5点にまとめる。</p> <p>第1点は、児童心理司が非常に若く経験年数も短い人が半数を占める実態であり、専門業務の基本である助言指導、心理治療、心理診断に揺らぎがあると考えられる。</p> <p>第2点は、現在十分行えているとは言い切れないが、虐待訪問などの仕事は、自分たちの仕事であるという意識はあると読み取れる。</p> <p>第3点は、児童心理司は、以前のように、心理診断、心理治療だけを専門的に行う仕事ではなくなってきており、児童心理司と児童福祉司、精神医学との重層化が生じ仕事の内容が拡散してきている。</p> <p>第4点は、主管課長も児童心理司も研修への評価は高く、内部のスーパービジョンを受けている、あるいは事例検討会がある、というように研修を構造化することによって、研修の満足感をあげることができ、効果をもたらしている。</p> <p>第5点は、児童心理司のあり方についてであるが、全国统一されたあり方の上に地域の特性が存在するような自由度を持った児童相談所のあり方を求めている。児童心理司は、主管課長よりも相談種別や時代のニーズに合わせて児童相談所は万能ですべてをこなさなければならないという思いが強く、全国统一したあり方をより求めている。それに比較し主管課長は特化していく方向性を考慮し、専門特化の方向は、社会の期待の高い児童虐待への傾倒がみられた。</p> <p>2. これらの実態・課題に対する今後のあり方に関して、以下5点を示した。</p> <p>① 総合的なアセスメント力：子ども、保護者、地域環境等の状況を心理学的視点で把握・分析を行い、児童相談所が何をしようとしているのかという総合的な説明ができること、そのためにはどう実施していけばいいのかを示すことができるというアセスメントの力が必要である。</p> <p>② 個から家族、地域へという新しい援助の視点：問題が複雑多様化しているなかで、援助の視点を目前</p>	

にいる子どもだけでなく、その背景にある家族や地域全体を視野に入れた援助の視点が必要である。

- ③ コーディネイト力：広範囲かつ柔軟な多様性を前提にした調整能力が必要である。
- ④ 児童心理司業務に関する認識の枠組みの規定：病院や民間の機関の心理とは違って行政の福祉機関の心理、つまり行政が担わなければならない仕事も心理の仕事と組み入れて考える必要がある。
- ⑤ 援助対象に係る枠組みの認識を変更：児童相談所は、心理、福祉、保育、医療の専門家が存在する機関であり、一機関で問題解決が可能であり、完結していることが多かった。しかし、現在は問題の多様性、複雑さ、市町村における児童相談所の後方支援の位置を考慮すると児童相談所を1つの単位とする考えではなく、市町村行政を単位として援助資源や援助を考える視点が必要である。児童相談所ですべてを担うのではなく、市町村を単位とした援助の全体像を把握し、児童相談所にないが必要な機能は、他機関にゆだねたり、任せたりして、市町村単位で完結するというような認識である。このためには、当然、コーディネート力が問われる。

3. さらに、ここで整理した実態・課題に対しては、これらのポイントを踏まえた研修を実施することが必要であり、効果も期待できるという結果が得られている。

まず主管課長、心理司スーパーバイザー、児童心理司、あるいは経験年数という違いによる研修を進める必要がある。

・若手の児童心理司には、基本的なアセスメント、トリートメントの研修、自分よりも経験年数の長い地域機関関係者との対話や面接、子どもの発達理解、ケース会議におけるコンサルテーションのスキル訓練など演習方式で具体的に取り入れる必要がある。

・主管課長や心理司スーパーバイザーには、児童相談所の全体が見えるような訓練や法的な対応の獲得、さらに組織内に研修やスーパーバイザー体制、事例検討会などを導入して構造化した体制を作ることができるマネジメント研修が必要である。

・その際、児童福祉司と基本的に何が重なり合って何が違うのか、明確に示していかなければ、現場はますます混乱する。自由記述にでていた、チームアプローチ、チームマネジメントの力、アウトリーチ中心の相談援助活動への児童心理司の参加など、すべて福祉に求められている力でもある。それぞれの違いを明らかにしながら重層化が図れるような整理が必要であろう。専門領域を争うのではなく、また児童福祉司が忙しいのでソーシャルワークの機能を補うのではなく、児童心理司の現代的課題との関連において求められる広範な専門性として、これらを児童心理司の機能として位置づけることが必要である。児童心理司と児童福祉司のお互いの違いを明らかにしながら、有効に機能させるためにはさまざまな課題がある。しかし、これを超えていくことは、一般に心理や福祉の専門領域の確立が十分でない日本の現状にとって、他の分野や領域にも影響を与えることとなり、意義深いこととなるであろう。

そして、全国共通基盤の位置づけが必要であり、これは基本要件にあたる。これらを研修実施にあたり全国児童心理司会の職能団体と共同で詳細にモデルとして提示していく必要があるが、現状では大規模児童相談所などの規模の大きい児童相談所ほどすでに⑤を実施し、自分のところですべてを担わない方向にある可能性がある。小規模児童相談所ほど周りに分担できる資源も乏しく、一機関ですべてを求められる可能性があるであろう。そういったことも加味して、全国共通基盤を基礎にすることによって、地域の特性を生かしたあり方、各児童相談所の工夫をもたらすことも可能となる。

研究名 (研究費名)	平成20年度 要保護児童対策地域協議会の機能強化に関する研究 (子ども未来財団平成20年度 児童関連サービス調査研究等事業)
主任研究者名	加藤曜子 (流通科学大学)
報告書の配布先	子どもの虹情報研修センター、協力市、児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主担課等
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	子ども未来財団のホームページにアップ予定 http://www.i-kosodate.net

(研究概要)

研究1 要保護児童対策地域協議会における実務者会議の実態と課題

<目的>

機関連携を深め、さらに市と児童相談所の連携を深めるためには実務者会議の役割は重要であるが、要保護児童対策地域協議会における実務者会議の実施方法がわからないとの声がある。このため、活動実態を調査して特徴を明らかにしたうえで協議会が有効に機能するモデルを提示した。

<方法>

平成19年10月から平成20年1月末にかけ、要保護児童対策地域協議会を設置している自治体のうち、実務者会議を月一回実施している自治体12カ所に対しヒヤリング調査および可能な範囲での会議の傍聴等により調査を実施。この他聴き取り調査は8カ所実施し計20自治体を調査。

<結果>

1. 実務者会議の目的は、3つのタイプであった。

A 事例全体の状況確認と方針確認 ①市と児童相談所事例の子どもの安全の確認が中心 ②市事例の進行確認と連携確認 ③市と児童相談所事例の新規事例と継続事例の状況確認と事例検討、

B 事例検討を通じた情報交換

C 研修

2. 実務者会議の実際の運営では、人口別、虐待件数、一会議における事例検討数、事例報告にかかる所用時間、児童相談所の参加度・出席率について検討した。

3. 人口規模別でみると人口が多いほど当然ながら事例数も多いため、Aタイプ①の安全管理が第一目的であった。また人口に比して事例数が多い場合もAタイプ②の進行管理が中心であった。4. 児童相談所と市の関係では、児童相談所と市の事例を共有している場合にA③やBで連携度が高かった。

課題は、地域により調整機関の負担が高く、実務者会議参加機関の連携が十分機能していない状況もあり、実務者会議として十分に機能できていない状況にある。

<結論>

1. 実務者会議の運営条件として、人口10万単位の实務者会議で虐待事例50件以内を担当していれば、進行状況の把握や事例検討は比較的実行されやすい。その場合、月一回での実務者会議で扱う個別事例は2時間で15例程度が限度である。

2. 参加機関は児童相談所、市担当課、教育委員会、保健センター、保健所が主となる。児童相談所が日

頃から市町村との連携を「業務」として明確に位置づけている場合には市と事例共有ができ、連携の度合いは高くなる。

3. 地域連携と子どもの安全確保を促進するため、実務者会議の支援会議として機能するため、実務者会議を通して長期・短期支援の個別事例対応方法を検討する必要がある。

研究2 「事例からみる要保護児童対策地域協議会の役割と課題」

<目的>

要保護児童対策地域協議会の運営や活用方法について、市区町村で対応したいいくつかの個別事例を詳細に分析・検討、課題と活用方法を提案。

<課題>

個々の事例は当然さまざまな要因が含まれているが、援助経過やタイプ別に分けて検討したところ、いくつかの課題と対応の工夫方法が明らかになった。

<結論>

①定期的な個別ケース会議の有効性

特に、長期にわたる援助の場合、1月～半年に1回の割合で個別ケア会議を開催することで、継続的な援助が可能となっている。

②援助方法の再検討と変更

家族状況の変化をアセスメントし有効な援助方法を検討するなかで、家庭内の危険度が増加した場合や援助が有効でない場合には、施設入所や保護者参加の個別ケア会議など、援助方法の変更が必要であった。

③かかわり続ける中で改善

市区町村が抱える困難事例の多くはネグレクトであるが、保護者とのかかわりができてくれば、「一進一退」的な改善は図られる事例が多く報告された。しかし保護者との関係形成が難しい事例では市区町村としての対応に苦慮しており、加えて子どもに問題行動などがあると要保護児童対策地域協議会による在宅での支援は困難であった。そのため「ネグレクトは市区町村」ではなく、「援助関係ができていないネグレクトは市区町村が中心」と認識すべきであろう。

<成果物>

● 「研究1/研究2」から導き出された分析結果を基に

「要保護児童対策地域協議会のための市町村研修ノート」を作成

ヒヤリング調査で出てきたいくつかの課題について、問答形式で研修ノートとしてまとめた。

調査においてそれぞれの市が示した課題を抽出し質問形式にし、実際に活動している第一線の実務者である協力者がコメントを作成し、互いに検討を重ねて利用できるように工夫し、16例作成した。この事例の中には被虐待児の認定、個別ケース検討会議、実務者会議、児童相談所と市の連携などを身体的虐待、ネグレクト、DVがらみ、性的虐待の疑いを納めている。

研修対象は市町村児童相談担当者と調整機関である。

研究名 (研究費名)	児童相談所におけるカルチュラル・コンピテンスに関する研究 (平成20年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究)
主任研究者名	高橋重宏(東洋大学社会学部教授)
報告書配布先	全国の児童相談所等の関係機関 (日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定)
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所ホームページに掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p>(研究概要)</p> <p><研究背景・目的> 日本に居住する外国籍・無国籍の人々が増加する中、児童相談所においても、異なる文化的背景を持つ子どもに対してサービスを提供する場面も増加している。国連子どもの権利条約では、子どもの持つ文化・生活様式等への配慮の必要性が盛り込まれている。本研究では、児童相談所における多文化対応の現状を把握し、今後の課題を抽出した。</p> <p><言葉の定義> 子どもの持つ文化の多様性に対応したサービスを提供できる多文化への対応能力、すなわち個人の文化や文化的集団における差異に配慮してサービスを提供できる力量を操作的にカルチュラル・コンピテンスと定義した。</p> <p><調査方法> 外国籍・無国籍の居住者が多い地域の児童相談所へのヒアリング、および全国の児童相談所への質問紙調査を行った。</p> <p><研究結果></p> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供における最も大きな課題として、言語および文化への対応が挙げられた。 宗教的な理由から一時保護所での食事などへの配慮 大使館・領事館、保護者の職場、教会といった他機関との連携の課題などが挙げられた。 事例ではフィリピン、タイ、ブラジルなどが挙がってきているが、相談案内では英語が多く、ミスマッチが考えられた。 相談案内が作成されれば使用すると回答した児童相談所は8割を超え、制度説明に関する案内資料整備のニーズが確認された。一方、作成予定は皆無であり、一部の自治体を除き、個々の自治体、および児童相談所における作成は難しいことが伺えた。 <p><考察></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所によっては文化的な背景の異なった家庭への相談等に数多く直面していないという現状もあり、カルチュラル・コンピテンスの担保そのものの必要性が認知されていない現状がある。まず、期間レベルでの対応が考えられると共に、自分自身が持つ多文化に関する感覚を自己覚知することや、多様な文化、その風俗・習慣や対応の留意点について研修が行われる必要がある。 通訳の確保については、各地域における連携可能な資源が異なっており、特に外国人が少ない地域、あるいは相談の少ない言語に関しては通訳の確保が困難であり、多くの経費が必要となっている実態がある。地域の資源を開発すると共に、通訳に関しての予算が何らかの形で確保される必要がある。また、国としても各国の大使館に日本の子ども家庭福祉の法律やその対応、あるいは相談が発生した場合の具体的対応について周知、検討が行われる必要がある。 先住民族がおり、その後文化的な背景の異なる集団が入植した歴史的背景を持つ国々では、文化的背景の違いによる問題は古くから議論され、先住民族の持つ文化の重視するための方策が模索されてきた。子どもの権利や子ども家庭福祉に精通した、その文化自体にネイティブな文化的コーディネーター等が配置されている。日本でも、文化的背景について児童相談所が判断に迷う場面、あるいは子どもの最善の利益を護る場面で大きな役割を果たすと思われる。 本研究では、利用者の持つニーズに応じて、適切なサービス提供機関へとつなぐための相談票について、ひな形を提案した。(報告書に添付) 	

研究名 (研究費名)	児童福祉司養成校のカリキュラム等のあり方に関する研究 (平成20年度こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業)
主任研究者名	高橋 重宏 (東洋大学社会学部教授)
報告書の配布先	日本社会福祉士養成校協会加盟校
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	i-子育てネットより公開予定 http://www.i-kosodate.net/mirai/research/

(研究概要)

<研究目的>

児童福祉司は、児童虐待対策の最前線で活躍する専門職として、子ども福祉とその関係領域に関する高い専門知識と専門技術を備えていることが期待されている。しかし、現状においては、児童福祉法第13条第2項第1号に規定される厚生労働大臣の指定する児童福祉司等を養成する学校(大学)における養成カリキュラムのモデルすらも確立出来ていない。児童福祉司の必要とする知識及び技術のあり方を調査・検討し、児童福祉司等を養成する学校(大学)のカリキュラム・モデルを提示する。なお、児童相談の専門性は、児童相談所の児童福祉司だけではなく、平成16年度児童福祉法改正において第一義的な児童相談の機関として位置付けられた市町村の担当者についても適用できることを想定した。

<研究方法>

①既存の社会福祉士養成校等のカリキュラムの分析、②フォーカス・グループ・インタビュー、③エキスパート・インタビューを実施した。

<研究結果>

社会福祉士養成は、ジェネリック・ソーシャルワーカーの養成を前提としており、新たなカリキュラムでは旧来60時間の児童福祉論は「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」として30時間程度に縮小されており、かつ児童相談所の実習においても面接等に立つ場面は想定しづらく、現場で生きるノウハウを得るには限界が想定できる。また、フォーカス・グループ・インタビュー、エキスパート・インタビューとも、社会福祉士養成カリキュラムと内容的には重なる部分が多いものの、より実践で生きる価値観(倫理・視点)、知識や技術などが求められており、社会福祉士カリキュラム修了だけではなく、子ども家庭福祉分野により特化した実践力が求められていることが分かった。

これらの結果をまとめると表1のようになった。

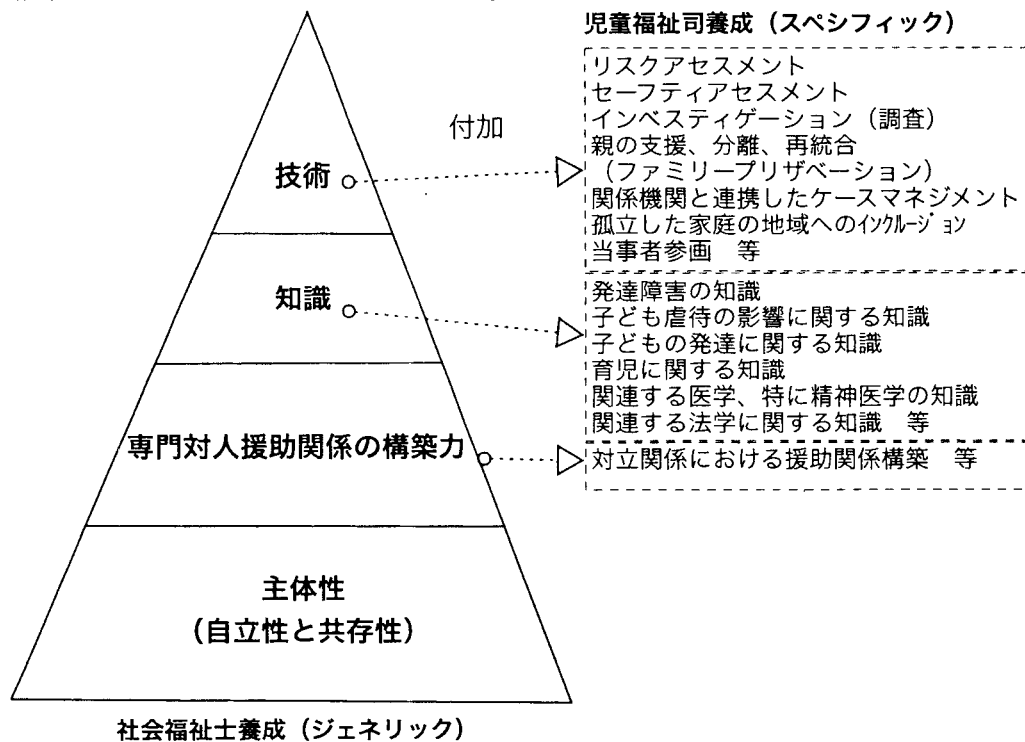


表1. 調査から得られた児童福祉司に求められる力量

従って、特に児童福祉司養成においては、現行の社会福祉士の養成に付加する形で実施され、現場感をできるだけ醸成するため、最低3ヶ月のインターン制度、仮採用制度、加えて都道府県と大学等の協働により、力量を持ち、現場で意志決定を行った経験のある経験者を実習担当教員として一定期間大学棟の養成機関に派遣することなども視野に入れて取り組まれる必要がある。

なお、提案したカリキュラムの概要について、表2に概括した。

一般教養や生活感覚

- ・ 保育所や通所による障害関係施設における短期実習、ボランティア
- ・ 当事者の感覚に近づけるような体験、および関連文献、手記を読む

子ども家庭福祉分野の理念と方法

- ・ 子ども家庭福祉における価値観と倫理
- ・ 子ども虐待と子どもの権利に関する知識
- ・ 援助者としての主体性（自立性と共存性）

子ども家庭福祉相談、および援助課程に関する技術

- ・ 面接技法等
 - 非言語的な関わりに関する技術
 - 困難な援助対象者に対応する技術
 - 当事者参画等、援助対象者の強みを活かす技術
 - 地域、制度・資源を把握・活用する技術
 - チームワークに関する技術
- ・ 援助課程に即した技術
 - リスクアセスメント
 - セーフティアセスメント
 - インベスティゲーション（調査）
 - ファミリー・プリゼーション
 - 孤立した家庭と子どものインクルージョン
 - 関係機関と連携したケースマネジメント
 - 当事者参画と家族再統合

子ども家庭福祉相談に関する知識

- ・ 子ども家庭福祉相談に関する知識
 - 子どもの発達や育児に関する知識
 - 発達障害の知識
 - 子ども家庭福祉相談に関する医学（精神医学）に関する知識
 - 子ども家庭福祉相談に関する法律に関する知識

実習・演習

- ・ 児童福祉司 相談援助演習
 - 各都道府県、大学等が連携（契約）を行い、現場から大学へエキスパートを派遣し、ロールプレイ等を中心に実施
- ・ 児童福祉司 相談援助実習指導
- ・ 児童福祉司 相談援助実習
 - 実際のケースを取り扱い、十分なスーパーバイズを受けられる環境で実施

インターン制度（最低3ヶ月）

表2. 児童福祉司養成において付加されるべき履修内容案

研究名	児童相談所と司法機関(警察 家庭裁判所)との連携に関する課題についての調査研究(平成20年度子ども家庭総合研究所個別研究)
研究担当者	山本恒雄(日本子ども家庭総合研究所)
報告書配布先	児童相談所 都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 (日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定)
インターネット閲覧の可否及び閲覧先アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所ホームページに掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
(研究概要)	
<p>児童相談所の子ども虐待相談対応においては、警察 家庭裁判所等の司法機関との連携が欠かさない。また法改正によって児童相談所の権限の強化、特に子どもの安全確保に関する強制的な介入を含む法的対応力の強化が進んでおり、様々な局面において警察との連携が欠かさない状況にある。しかし、児童福祉法に基づく相談機関である児童相談所と、刑事司法機関である警察とは、諸法の判断・運用において、組織の機能・対応において、相互に異なる部分があり、その相互理解に基づく連携の強化が特に必要な課題となっている。</p> <p>家庭裁判所は児童福祉法28条1項・2項の申し立て審判において、子ども虐待相談事案に関する児童相談所の子どもの分離介入を伴う保護者指導や家族再統合課題に深くかかわり合いをもっているが、申し立てにおける様々な証拠提出や、承認までの審判過程における課題の情報整理と共有化は常時課題となっている。また審判における家庭裁判所から児童相談所への指導勧告により、児童相談所の保護者への指導・援助対応を強化することが、児童虐待防止法によって規定されているが、その効果や、結果としてさらに設定されている知事の勧告の実施状況等はこれまで調査されたことが無く、その実態把握が課題となっている。</p> <p>全国児童相談所の協力を得た調査、および警察庁、各都道府県警察本部の協力を得たヒアリング調査により、児童相談所と警察の連携における諸課題、相互の認識、要望事項の整理を行った。組織の違いや情報の扱い方、業務の進め方等についての相互理解を進めるためのコミュニケーションの充実が課題であることが明らかとなった。また家庭裁判所への申立て書類の内容と扱い、指導勧告の現状、効果と課題の整理を行った。裁判所の関与については直接に保護者にアプローチできる手法の必要性が改めて指摘されているが、そもそも欧米のシステムでは親権を停止、ないしは剥奪されている状況の保護者が日本では依然として対立関係のまま、保護者支援の対象者として児童相談所の援助下にあることが注目された。</p> <p>なお、児童相談所と警察の連携における情報共有のあり方と夜間・休日の時間帯にわたる警察署長への援助要請における留意点については、調査の結果、主要な留意点の抽出を行ったので、別紙として提供し、現場でのコミュニケーションにご活用いただければと考える。</p> <p>なお21年度は警察からのDV通告の実態とその効果的な実務上の課題について、調査と整理を行うことを予定しており、積極的なご協力をよろしくお願いしたい。</p>	

資料1

児童相談所と警察の協議における事例情報の確認項目

年 月 日

児童相談所名

警察署名

情報提供の日時	平成 年 月 日				
情報提供の場所・方法	警察署 児童相談所 電話（電話連絡 110番）会議（ ）				
情報共有の理由	1. 警察署長への援助要請の事前協議（安全確認 一時保護 臨検・捜索） 2. 一般警察活動としての援助要請とその事前協議 3. 立入調査拒否罪の告発に関する事前協議 4. 刑事告訴・告発・通報に関する事前協議・相談 5. 刑事告訴・告発・通報の手続きとして 6. 要保護児童対策地域協議会活動としての情報共有のため				
事 例 情 報（人定情報）					
児童氏名 （通称）		性 別	男 ・ 女	生年月日 年齢	平成 年 月 日 歳
児童の所属	保育所 幼稚園 小・中・高校（ ）				
現住所	市・区・町・村				
	電話				
家 族 構 成					
続柄	氏 名	年齢	生年月日	職業 学校	同居・別居 の状態
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別
備考：					
協議事由					
当面の児童相談所から警察の対応 についての要望・依頼内容					
当面の児童相談所の方針					
警察との確認事項					
本情報の情報管理について の確認		①. 要保護児童対策地域協議会としての情報共有の範囲内 ②. 警察への事前協議の範囲内 ③. 警察への捜査着手も含む通報（捜査着手の場合、可能なら告知）			

資料2

開庁時間外・夜間～早朝の警察署長への援助要請に関する児童相談所としての留意項目

- ① 18時以前に援助要請の可能性について所轄署に連絡 有→ 18時以降の事態の推移連絡
無→ ②へ
- ② 18時以降、午前9時までの援助要請の連絡（援助要請した時刻 時 分）
- ③ 警察署の現在の状況確認 事件対応で取り込み中かどうか → ⑧以降の対応へ関連
- ④ 人定情報の提供と援助を要請する理由の確認
人定情報の提供
援助要請の理由 暴力・興奮による抵抗の危険性
立入調査による安全確保の必要性
精神衛生法に基づく保護の可能性
- ⑤ 事案の経過情報の提供
- ⑥ 子どもの所在確認の程度
- ⑦ 緊急保護の可能性の程度
- ⑧ 希望する警察官の人数 制服・私服・男女の配慮希望 警察の現状での対応の可否の程度
- ⑨ 準備のために設定できる時間 即座・30分・1時間（ 時 分までに対応確認連絡）
警察の窓口対応者氏名（ ） 児相の連絡窓口氏名（ ）
- ⑩ 事前協議の可否 警察署に出向いて援助要請書を持参し協議できるか
- ⑪ 警察からの出動の可否と人数 可：内容（ 人）（制服 私服 男女 ）
否：現地からの110番通報で対応のみ→⑯へ確認
- ⑫ 集合場所確認
- ⑬ 集合時間確認
- ⑭ 現場での事前協議の可否
- ⑮ 児童相談所の現場担当者 職名・氏名
電話番号
出動後の連絡方法と手順確認
- ⑯ 実施の結果 子どもの所在（有 無） 家族の所在（有 無）
安全確認（可 立ち入りにより可 不可） 一時保護（職権 同意 無）
警察官の援助 離れて待機 現場見守り 家屋内での見守り
家族への警告・助言 有形力による介入援助 警職法執行法第 条
⑰→110番通報の 有 無 結果：
事後の緊急連絡窓口：警察側氏名 児相側氏名 電話番号
- ⑰ 事後の処置 警察担当部局への報告確認と礼（当日 翌日）
警察との調整事項 有：
無：
- ⑱ 直後のAfter Action Review： 児童相談所の対処工夫について
警察との連携工夫について

研究名	児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究2 保護者援助手法の効果、妥当性、評価、適応に関する実証的研究 (平成21年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究)
主任研究者名	山本恒雄(日本子ども家庭総合研究所)
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 (日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定)
インターネット閲覧の可否及び閲覧先アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所ホームページに掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php

(研究概要)

<目的>

本研究は児童相談所の子ども虐待相談における保護者支援、家族支援として実施されている様々な援助手法について運用実態の詳細を横断的及び継時的に把握し、実務上の課題および指導の狙い・効果・評価方法について調査と検証を行うことにより、今後の保護者援助において効果的な手法適用上のポイントとなるべき留意点や課題を整理し、保護者援助手法の活用方法と発展可能性を明らかにすることを目的とする。

<研究経過と今後の展開>

20年度、全国児童相談所の協力を得て実施した調査によれば、①虐待相談における保護者指導の実態は、各年度ごとに指導体制・内容に変化がうかがわれる。②基本的にケースワーク、ソーシャルワークによる指導があり、その一部に折衷的な様々な技法の応用が行われている場合が多い。③ごく限られた範囲で特定の専門的プログラム指導が行われている。等が判明した。課題として④個人的な関心・努力に依存した実施体制と予算措置上の不安定さによる流動性があり、継続的な定点観測的な状況把握が必要なことが明らかとなってきた。また⑤指導途上の節目、節目での課題とそれに対応する具体的な狙いと指導内容、手法に一定の流れが想定される。大まかにみると(1)対応の初期～中期には、保護者の虐待認知や児童相談所との関係の持ち方に焦点があり、かなり多量の人員と様々な折衷的なアプローチが試みられている。(2)中期～後期にかけては、一定の不適切養育の認識や支援への動機づけが認められる保護者には固定的指導プログラムが提案・提供される傾向がある。(3)全体としては固定的・専門的なプログラムの提供は限定的なもので、中心はソーシャルワークにおける折衷的なアプローチの展開にある。

21年度は基本的な児童相談所のソーシャルワークとしての指導枠組み、実際に施設から引き取られた被虐待児、および虐待を否定したり指導に従わない保護者へのアプローチに焦点を当てた調査を行い、最終的には児童相談所における保護者指導全般の基本的な枠組み、グランドデザインの抽出を目指す。

調査については20年度調査を踏まえて継続的な実態把握、ヒアリングによる各児童相談所の実施状況の把握、及び実施担当者への調査による。基本的な調査は質問紙による全国児童相談所調査を準備中であり、積極的なご協力をよろしくお願いしたい。

研究名 (研究費名)	児童虐待事例で児童相談所と対峙する保護者への対応に関する研究 (平成21年度こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業)
主任研究者名	野村武司(獨協大学法科大学院教授)
報告書配布先	全国の児童相談所等の関係機関
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	i-子育てネットより公開予定 http://www.i-kosodate.net/mirai/research/
<p><研究の概要></p> <p>児童相談所により子どもを一時保護され、児童相談所と対峙する保護者に関する事例から見える問題点を、アンケート等を通じて児童相談所等から収集する。あわせて審判例・裁判例を収集する。これら事例の分析により、かかる保護者と児童相談所の紛争の実情を把握するとともに、どのような条件で対立関係が生じるかの要因分析を行う。また、研究班で児童相談所向けのコンサルテーションを実施する。</p> <p>分析で得た内容について、こうした保護者への対応のガイドラインを作成するとともに、一時保護を受けた保護者の不服に対して、子どもの福祉の観点から、ふさわしい救済システムを構想する。</p> <p><調査研究の目的></p> <p>児童相談所により子どもを一時保護された保護者は、当該児童相談所と対峙する関係に立つことがある。そして、しばしば、児童相談所が子どもの福祉のための援助機関として保護者に対して有効な働きかけができないまま、保護者が児童相談所と対立し、不服を申立て、訴訟に至るケースも見受けられるところである。さらに、こうした対立が、「嫌がらせ電話」、「脅迫」、「支援者を募っての圧力」などの実力行使に及ぶこともある。</p> <p>こうした事態は、児童相談所が、援助機関と強制力を持つ機関の両面を持っていることに起因するものと思われるが、他方で、保護者が児童相談所と対立関係に至っている場合でも、弁護士等に関与を依頼した事例で、保護者の代弁者として弁護士等が事例に関与することで保護者の気持ちの整理や機関との対応が整理され、解決が図られる例もみられるところである。</p> <p>近年、特にこうした事例が増え、膠着状態ともいえる状況が生じており、子どもの福祉に重大な影響を与えていることに鑑み、児童相談所に対峙する保護者への対応のガイドラインを作成するとともに、児童相談所と保護者の対立と紛争の解決システムの提案を目的に行うものである。</p> <p><調査研究計画></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童相談所へのアンケートの実施／弁護士へのアンケートの実施 ② 児童相談所からのコンサルテーション ③ 現地調査の実施 ④ 日本子ども虐待防止学会大会への参加 ⑤ ガイドラインの作成 ⑥ 紛争解決システムの政策提言 <p>※ ①②③については、児童相談所の積極的なご協力をよろしくお願いしたい。</p>	

研究名 (研究費名)	児童福祉法第 28 条適用の現状と課題についての研究 (平成 21 年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究)
主任研究者名	高橋重宏 (東洋大学社会学部教授)
報告書の配布先	全国の児童相談所等の関係機関 (日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定)
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所ホームページに掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p>(研究概要)</p> <p><研究理由></p> <p>これまで法改正により、児童虐待を行った保護者に対する指導について、家庭裁判所が勧告を行うなどの、面会通信制限の実施等について体制の強化が図られてきた。</p> <p>さらに、平成 19 年児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正により、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化などが新たに求められるようになった。</p> <p>しかしながら、児童相談所の権限の強化が行われる一方、警察、司法の関与は進められてきたものの未だ限定的であるなど、まだまだ積み残した課題は多い。本研究では、児童福祉法 28 条を中心とした、児童相談所業務の実施状況、および児童相談所の実践現場における意見を集約・把握し、今後の討課題の抽出を行うことを目的とする。</p> <p><研究計画></p> <p>本研究は、①先行研究の検討、②児童福祉法 28 条に関連した適用状況の確認、③児童福祉法 28 条に関連した将来的な課題の整理を行う。</p> <p>具体的には、①②について、全国の児童相談所に対して実施状況、および実践上の問題点等についてアンケート調査を実施する。加えて、協力を得られた自治体において、具体的な事例について事例の情報がでない形で、対応策や課題点に絞ってデータの収集と分析を行う。</p> <p>③については、昨今インターネットを中心として児童相談所職員名を具体的に挙げた抗議や、保護された子どもが奪還を迫る事例が増加している。児童相談所の権限強化に伴い、これらの問題については今後も大きな課題となることが予測される。従って、児童福祉法 28 条を中心として今後予測されるバックラッシュの問題についても対応策・課題点に絞って検討を行う。その際に、日本において英米法・ローマ法体系が両存する問題等も検討に加えることとする。</p> <p><期待される効果></p> <p>法改正に伴う児童福祉法 28 条の現状と課題が把握できる。加えて、バックラッシュなどの児童福祉法 28 条にまつわる今後の課題について、検討の視点を得られることができる。</p> <p><今後の予定></p> <p>7 月から 9 月にかけて、全国の児童相談所に対する質問紙調査、およびご協力頂ける自治体と連携して事例調査を実施する予定であり、積極的なご協力をよろしくお願いしたい。</p>	

3. 子どもの虹情報研修センター 専門相談室

虹センターの相談室です

子どもの虹情報研修センター 専門相談室

- 抱えている問題に関する先行事例や文献・資料を探している・・・
- 虐待の法的対応について弁護士（※）に相談したい・・・
- 主催する研修会の講師のことで相談したい・・・
- 施設内の対応の難しい児童についてセカンドオピニオンがほしい・・・
など

子どもの虹情報研修センター「専門相談室」では、児童相談所、児童福祉施設、保健所・保健センター、市町村の相談部門、その他虐待問題等に関わっているいろいろな機関や担当者の方を対象として、「法律」、「保健・医療」、「心理」、「福祉」等の分野についての専門相談や情報提供を行っています。（無料です）

ご相談は、電話、FAX、Eメール、手紙などで。

TEL 045-871-9345 (直通) FAX 045-871-8091
Email soudan@crc-japan.net

相談時間は、平日の9時から17時までです。

（※）法律相談では、当センターで依頼している弁護士（※）と直接、電話で相談していただくことも出来ます（無料です）。

ご希望の方は先ず当専門相談室に電話でご相談ください。

（※） 磯谷 文明 弁護士（くれたけ法律事務所）

高橋 温 弁護士（新横浜法律事務所）

お二人とも「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル」
（日本弁護士連合会こどもの権利委員会編）の執筆者です。

社会福祉法人 横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地 TEL(代)045-871-8011

4. 児童福祉法改正の概要

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

I 地域における次世代育成支援対策の推進

①新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）

- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業（ファミリーホーム）を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

③地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

II 職場における次世代育成支援対策の推進

仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

（施行期日）

- 原則として平成21年4月1日。（Iの③の行動計画策定指針の見直し等は平成21年3月、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化等は平成22年4月1日、IIの一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日）

児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

○ 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。

- ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
- ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
- ③ 地域子育て支援拠点事業
- ④ 一時預かり事業

○ また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

○ 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であつて、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。

○ 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。

○ 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正 (平成21年4月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正①（地域における取組の促進）

(1) 国による参酌標準の提示（平成21年3月施行）

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（平成21年3月施行）

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 次世代育成支援対策推進法の一部改正②（一般事業主による取組の促進）

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③（特定事業主による取組の促進）

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務づけるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

5. 訪問事業ガイドラインについて

「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」「養育支援訪問事業ガイドライン」について

ガイドライン策定の理由

- 今般、「生後4か月までの全戸訪問事業」は「乳児家庭全戸訪問事業」、「育児支援家庭訪問事業」は「養育支援訪問事業」として、改正された児童福祉法に位置づけられるとともに、市町村はその事業の実施に努めることとされた。
- 両事業については、全市町村での普及と効果的な実施が求められている。
事業実施率（平成20年度次世代育成支援対策交付金内示ベース）
 - 生後4か月までの全戸訪問事業 71.8%
 - 育児支援家庭訪問事業 45.4%
- 市町村が事業に取り組むに当たって参考となるような、自治体取組の好事例等を踏まえた、望ましい事業の実施方法等を全国の市町村に示すことにより、事業の普及と効果的な実施が期待されると考えられるため。

ガイドラインの位置づけ

- 本ガイドラインは、市町村において少なくとも当面取り組むべき内容を定め、事業のあり方を明確化したものであり、地域の実情に応じてガイドラインの内容を超えて一層の取組が行われることが期待される。

乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインの主な内容

●事業目的

- 乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図る

●対象者と訪問時期

- 原則として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭

●訪問者

- 保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く登用

●実施内容 *市町村の判断により訪問者の専門性に配慮したものとする

- ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ② 子育て支援に関する情報提供
- ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

●支援の必要性についての判断等

- 訪問結果に基づき事業担当者・母子保健担当者・児童福祉担当者等が支援の必要性を判断
- 支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等具体的な支援について検討し必要な支援につなげる

●その他 次の点についても規定

- 研修プログラム例
- 個人情報保護と守秘義務
- 第二種社会福祉事業の届出等
- 母子保健法に基づく訪問指導との関係
- 委託の場合の留意事項

養育支援訪問事業ガイドラインの主な内容

●事業目的

○養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する

●対象者

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって本事業による支援が必要と認められる家庭

●中核機関

○中核機関を設け、支援計画策定・進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を実施

●訪問支援者

○専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等、
育児・家事援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等 が役割分担し支援

●支援内容

○乳児家庭等に対する短期集中支援型

0歳児の保護者等で積極的支援が必要な育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して短期・集中的な支援を複数の観点から行う

○不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

不適切な養育状態や施設の退所等により、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭などに対して中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し指導・助言等支援を行う

●その他 次の点についても規定

○訪問支援者の研修プログラム例

○個人情報保護及び守秘義務

○委託の場合の留意事項

○第二種社会福祉事業の届出等

6. 子どもの虐待防止推進全国 フォーラムの開催について

「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in にいがた・妙高」の開催について

～平成21年度は、新潟県妙高市で開催します～

1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も跡を絶たない状況にあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。

平成21年度におきましても、児童虐待防止推進月間標語の募集、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府公報等を活用した各種媒体（新聞、雑誌等）による広報啓発などを行うほか、次のとおり、全国フォーラムを開催することとしております。

2. 全国フォーラム

(1) 開催日

平成21年11月14日（土）～15日（日）

(2) 開催場所

妙高市文化ホール（新潟県妙高市上町9番2号）ほか

(3) 参加募集

本年8月（予定）に、当省ホームページ等において行います。

(4) 主 催

厚生労働省

(5) 協 力

新潟県、妙高市

7. 児福法28条事件の動向と事件 処理の実情等

児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情

平成 20 年 1 月～12 月

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、児童福祉法28条1項事件及び2項事件並びに特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件について、事件数の動向及び事件処理の実情を取りまとめたものである。

数値は、平成20年1月から同年12月までの1年間に全国の家庭裁判所で終局した事件についての当局実情調査に基づく概数であるが、資料1、資料8、資料13及び資料14については、司法統計に基づいている。ただし、いずれも今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として小数点以下第二位を四捨五入したものである。

なお、従前は4月から翌年3月までの1年間を対象としていたが、今回から対象期間を1月から12月までの1年間に変更した。

第1 児童福祉法28条1項事件の動向

都道府県又はその委任を受けた児童相談所長は、保護者に児童を監護させることが著しくその児童の福祉を害する場合で、施設入所等の措置が保護者である親権者等の意思に反するときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（児童福祉法28条1項1号）。

なお、保護者が親権者等でないときに、その児童を親権者等に引き渡すことが児童の福祉のため不適當であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（同項2号）。

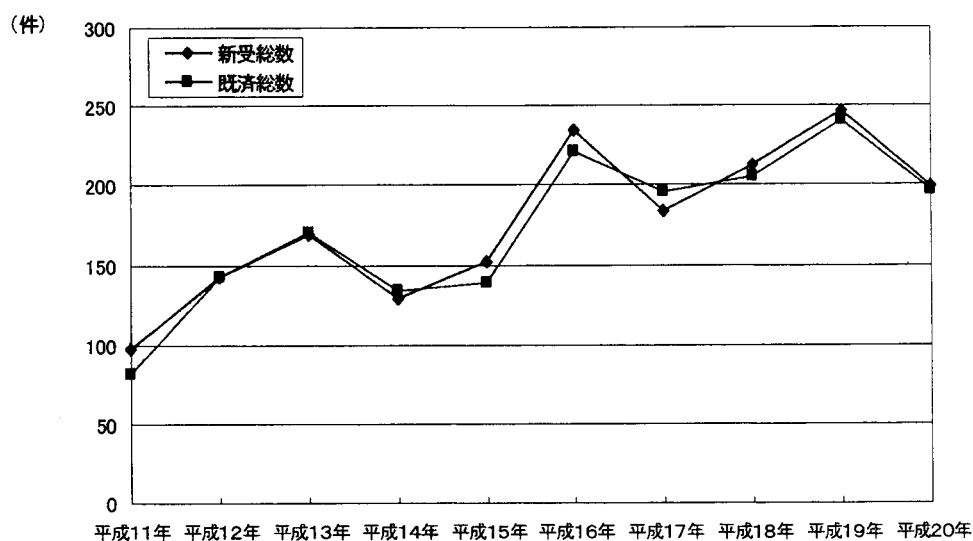
1 事件数の動向（資料1）

司法統計によれば、平成20年の児童福祉法28条1項事件の新受件数は、199件であった。

（資料1）児童福祉法28条1項事件の新受・既済件数推移

	新受総数	既済総数				
		認容	却下	取下げ	その他	
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	1
平成14年	129	133	93	6	34	0
平成15年	152	139	106	4	24	5
平成16年	234	221	163	9	44	5
平成17年	184	195	141	6	40	8
平成18年	213	205	170	2	32	1
平成19年	247	241	195	4	42	0
平成20年	199	197	169	3	25	0

※ 平成20年の数値は、速報値である。



2 事件処理の実情

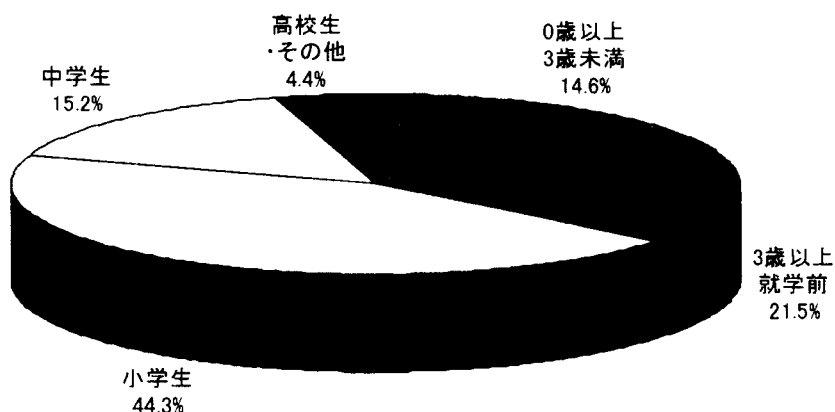
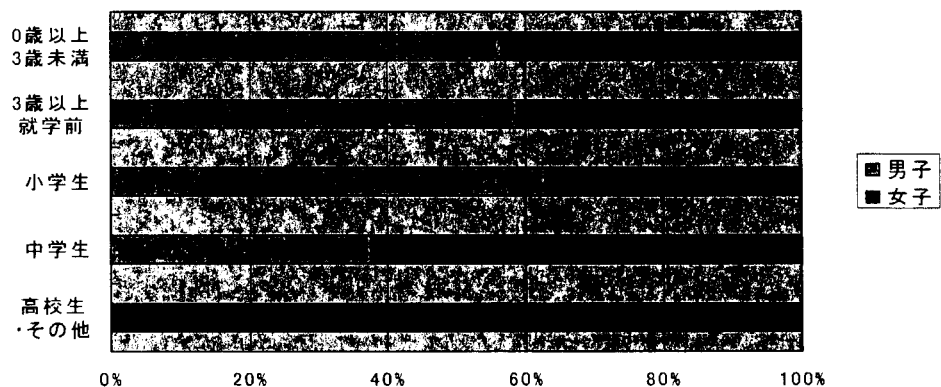
平成20年1月から同年12月までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条1項事件197件のうち、当局で把握した158件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数（資料2）

- 対象となった児童の男女比は、男子が54.4%、女子が45.6%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が14.6%、3歳以上就学前の児童が21.5%、小学生が44.3%、中学生が15.2%、高校生・その他が4.4%となっている。

(資料2) 児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	13	20	44	9	0	86	54.4%
女子	10	14	26	15	7	72	45.6%
合計	23	34	70	24	7	158	100.0%



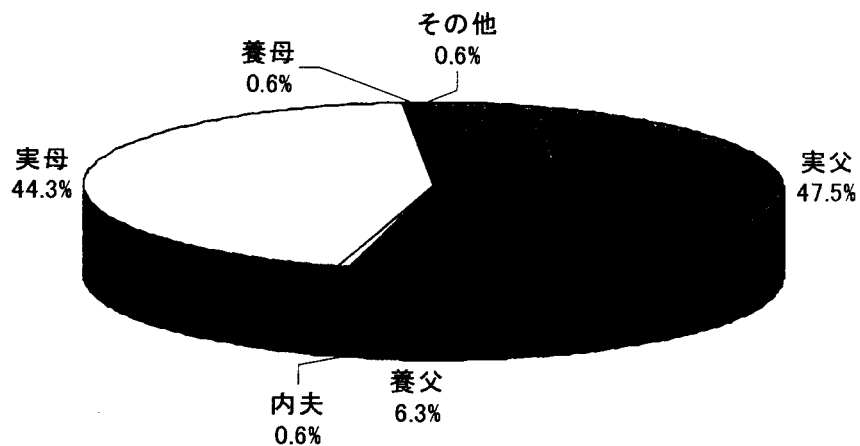
(2) 主たる虐待者別件数（資料3）

○ 主たる虐待者は、実父が47.5%、実母が44.3%となっている。

※ 「主たる虐待者」とは、1つの事件において、対象となった児童を主に虐待した者である。

(資料3) 主たる虐待者

主たる虐待者	実父	養父	継父	内夫	実母	養母	継母	内妻	その他	計
件数	75	10	0	1	70	1	0	0	1	158



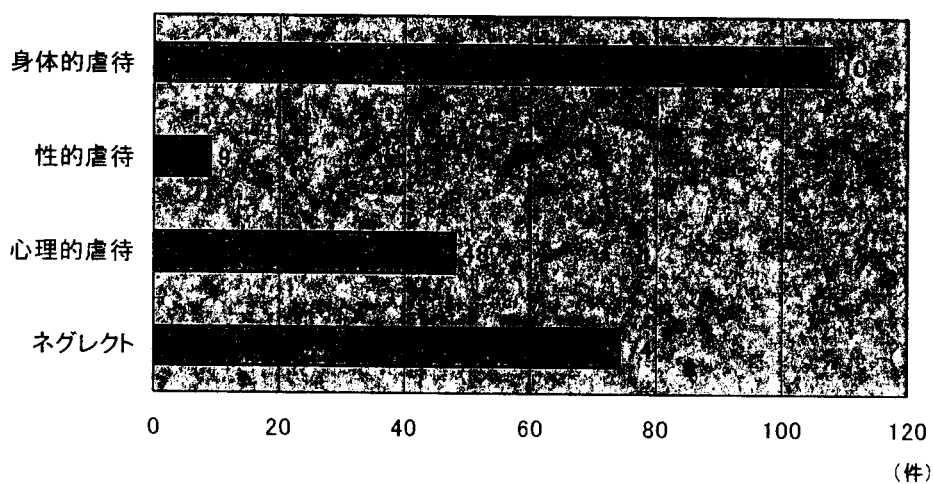
(3) 虐待の態様別件数（資料4）

○ 虐待の態様は，身体的虐待が108件，性的虐待が9件，心理的虐待が48件，ネグレクトが74件となっている。

※ 虐待の態様については重複集計したものである。

(資料4) 虐待の態様

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	108	9	48	74	239

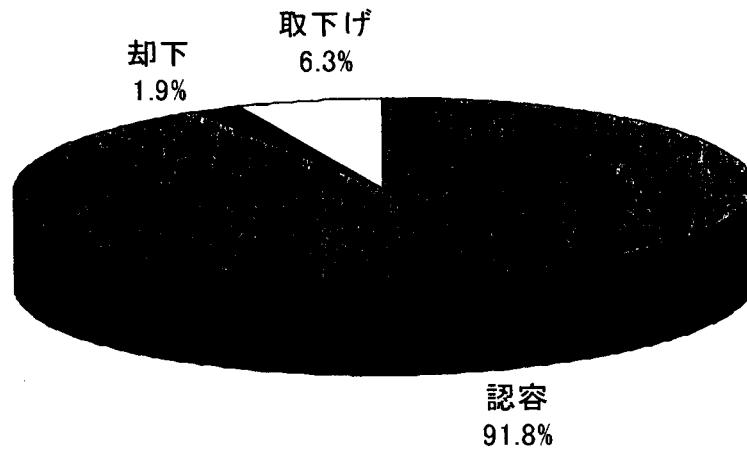


(4) 終局区分別件数 (資料5)

○ 終局区分は、認容が91.8%、却下が1.9%、取下げが6.3%となっている。

(資料5) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	145	3	10	158

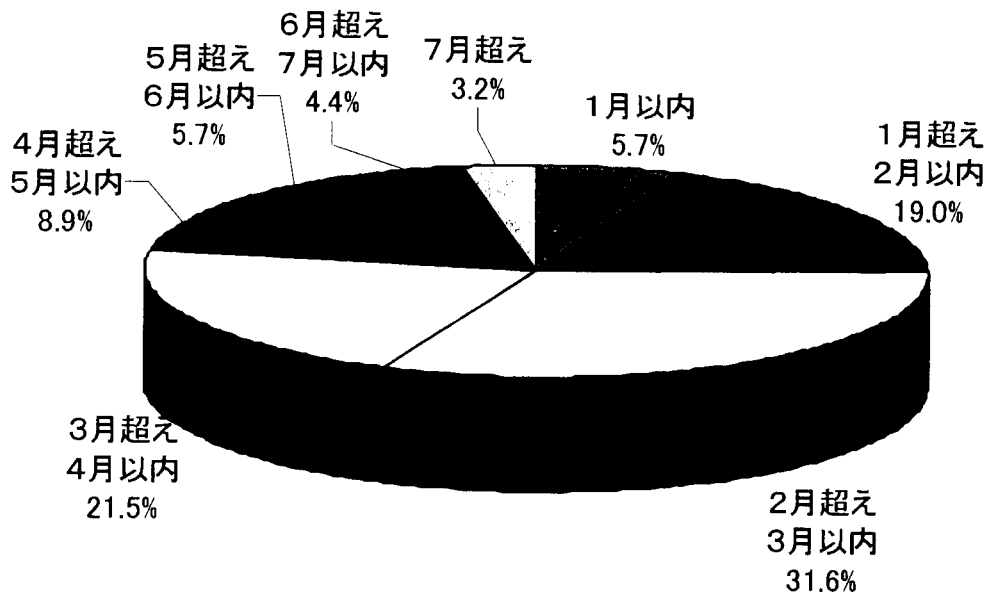


(5) 審理期間別件数 (資料6)

○ 2か月以内に24.7%の事件が、3か月以内に56.3%の事件が終局している。

(資料6) 審理期間別件数

審理期間	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え 7月以内	7月超え	合計
件数	9	30	50	34	14	9	7	5	158



(6) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（資料7）

家庭裁判所は、児童福祉法28条1項に基づく入所措置又はその更新を承認する審判を行う場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる（児童福祉法28条6項）。

- 児童福祉法28条1項事件の認容審判145件中、16件についてこの勧告がされている。

(資料7) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する都道府県への勧告あり
件数	145	16

第2 児童福祉法28条2項事件の動向

児童福祉法28条1項の承認を得て採られた施設入所等の措置の期間は、2年を超えてはならない。ただし、2年を超えて施設入所等の措置を継続する必要がある場合には、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（児童福祉法28条2項）。

1 事件数の動向（資料8）

司法統計によれば、平成20年の児童福祉法28条2項事件の新受件数は、125件であった。

（資料8）児童福祉法28条2項事件の新受・既済件数

	新受総数	既済総数	既済の内訳			
			認容	却下	取下げ	その他
平成17年	43	0	0	0	0	0
平成18年	142	168	155	0	13	0
平成19年	58	59	56	0	3	0
平成20年	125	114	105	0	9	0

※ 平成17年は4月から12月までの数値である。

※ 平成20年の数値は、速報値である。

2 事件処理の実情

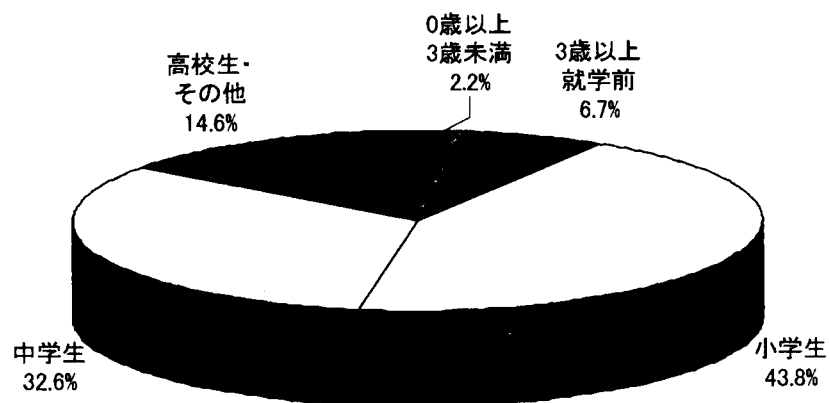
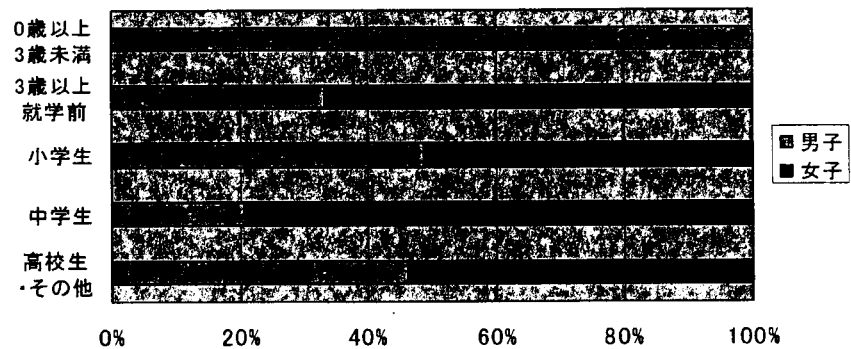
平成20年1月から同年12月までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条2項事件114件のうち、当局で把握した89件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数（資料9）

- 対象となった児童の男女比は、男子が39.3%、女子が60.7%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が2.2%、3歳以上就学前の児童が6.7%、小学生が43.8%、中学生が32.6%、高校生・その他が14.6%となっている。

(資料9) 児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	2	2	19	6	6	35	39.3%
女子	0	4	20	23	7	54	60.7%
合計	2	6	39	29	13	89	100.0%

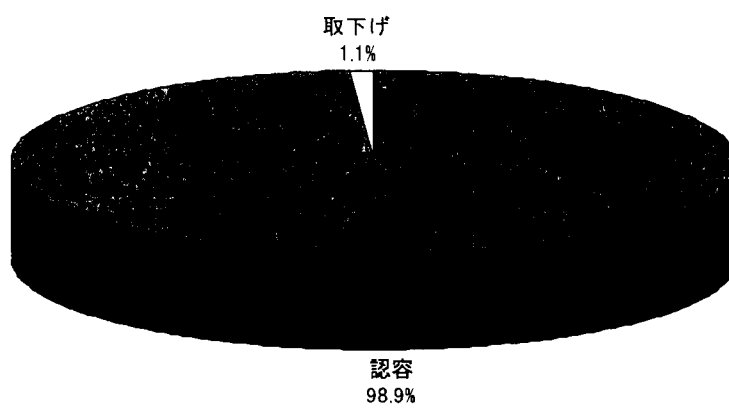


(2) 終局区分別件数 (資料10)

○ 終局区分は、認容が98.9%、却下が0.0%、取下げが1.1%となっている。

(資料10) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	88	0	1	89



(3) 施設入所等の措置の期間の更新回数（資料 1 1）

- 児童福祉法 28 条 2 項事件の認容審判 88 件中、47 件は 2 回目の期間更新を承認したものである。

（資料 1 1）承認の対象となった期間更新の更新回数別

承認の対象	1回目の期間更新	2回目の期間更新	合計
件数	41	47	88

(4) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（資料 1 2）

- 児童福祉法 28 条 2 項事件の認容審判 88 件中、7 件について同法 28 条 6 項による都道府県への勧告がされている。

（資料 1 2）保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する 都道府県への勧告あり
件数	88	7

第3 特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分(資料13及び資料14)

一時保護が加えられている児童について児童福祉法28条1項事件の申立てがあり、かつ、児童虐待の防止等に関する法律12条1項の規定により、当該児童の保護者について、児童との面会及び通信が制限されている場合において、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる(特別家事審判規則18条の2^(註))。

(注) 本条は、特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成17年最高裁判所規則第5号。平成17年4月1日施行)により新設された後、特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成20年最高裁判所規則第1号)により改正されたものである。具体的には、児童福祉法28条1項の承認審判事件を本案とする審判前の保全処分の内容について、面会・通信制限の保全処分から、つきまとい・はいかい禁止の保全処分に改められたものである。これは、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)によって、同意入所措置又は一時保護中の児童の保護者について、児童相談所長等は、当該児童との面会・通信を制限することができるようになったことを踏まえたものである(上記改正による児童虐待の防止等に関する法律12条1項)。

これらの改正法及び改正規則は、いずれも平成20年4月1日施行であり(改正法附則第1条、改正規則附則第1項)、資料13は改正前の規則による事件を、資料14は改正後の規則による事件をそれぞれ対象としている。

○ 司法統計によれば、平成20年最高裁判所規則第1号による改正前の特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件（面会・通信の制限）の新受件数は2件、同改正施行（平成20年4月1日）後の同条による審判前の保全処分事件（つきまとい・はいかいの禁止）の新受件数は0件であった。

（資料13）改正前の特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件の新受・既済件数（面会・通信の制限）

	新受総数	既済総数	既済の内訳			
			認容	却下	取下げ	その他
平成17年	6	6	2	1	3	0
平成18年	7	5	1	0	2	2
平成19年	8	7	3	0	4	0
平成20年	2	4	0	0	4	0

※ 平成20年は1月から3月までの数値である。

※ 平成20年の数値は、速報値である。

（資料14）改正後の特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件の新受・既済件数（つきまとい・はいかいの禁止）

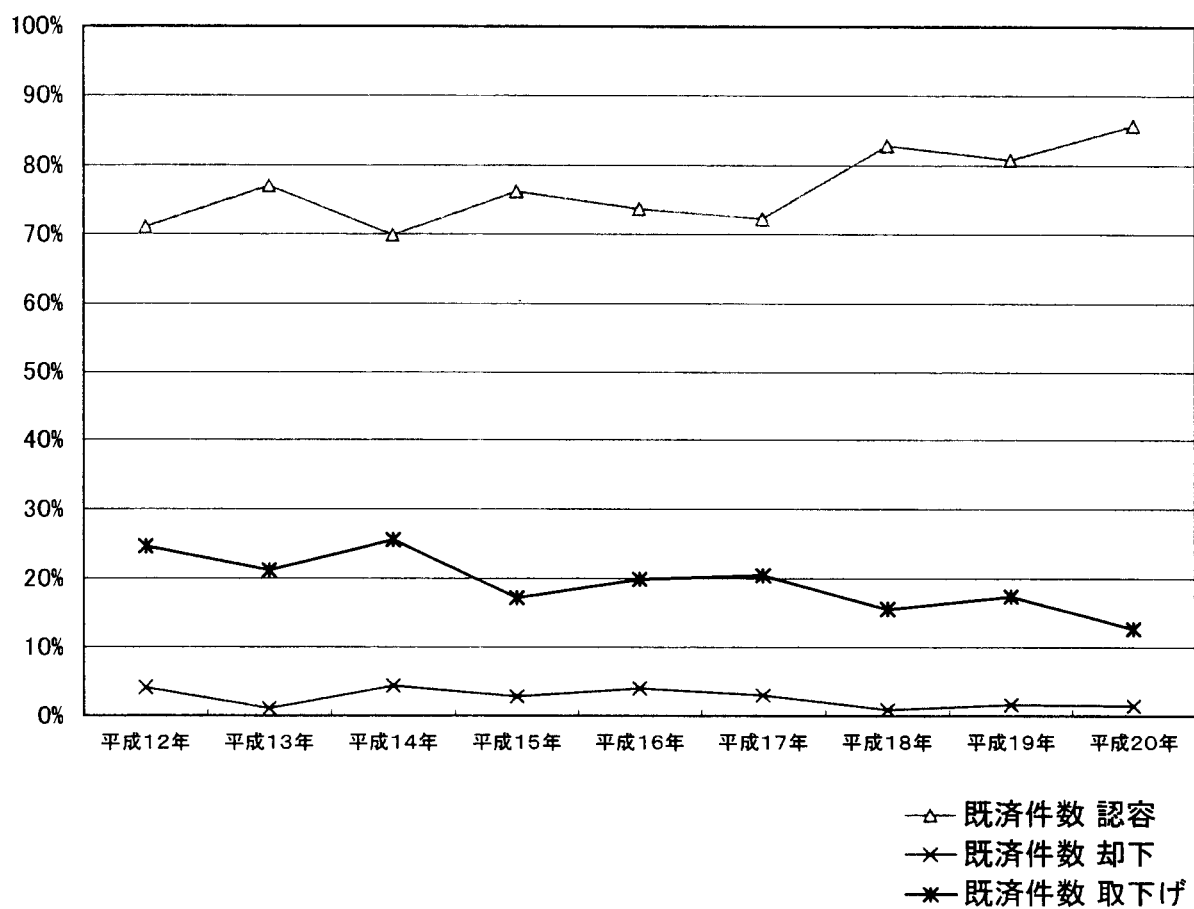
	新受総数	既済総数	既済の内訳			
			認容	却下	取下げ	その他
平成20年	0	0	0	0	0	0

※ 平成20年4月からの数値である。

※ 数値は速報値である。

児童福祉法28条1項事件の既済事件の推移

終局事由別割合推移



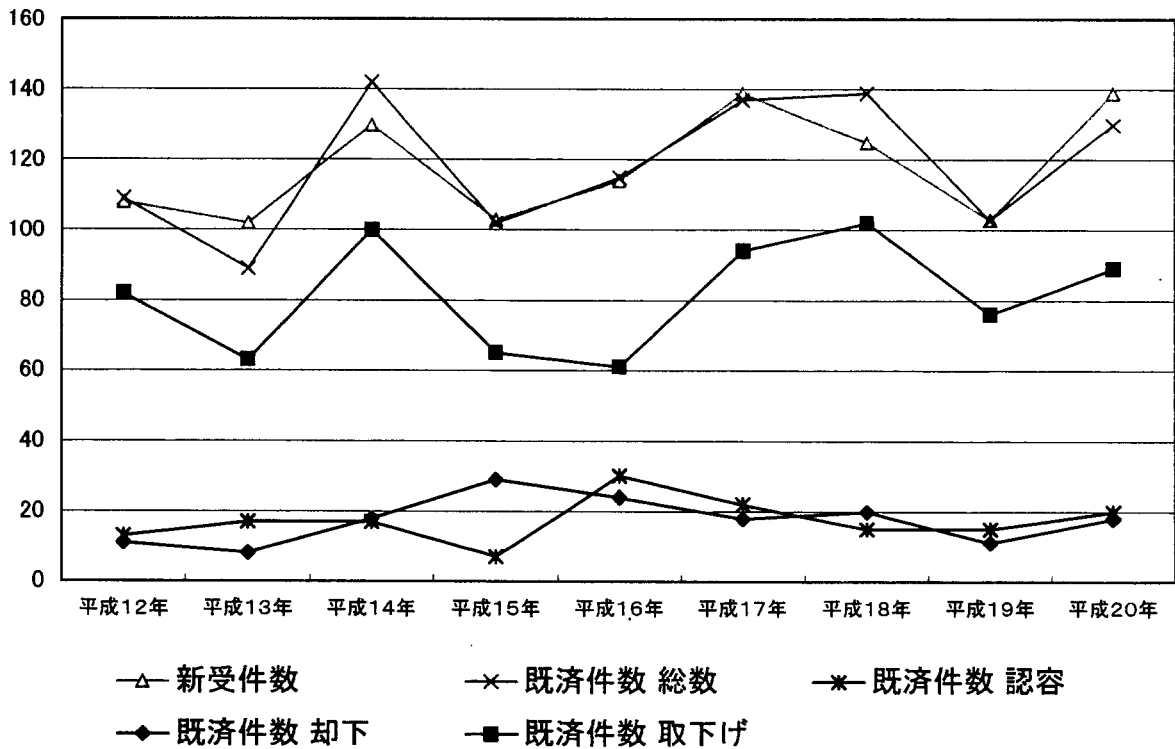
親権・管理権の喪失の宣告・取消し事件の新受・既済等の推移

司法統計

平成20年は速報値である。

	新受件数	既済件数				
		総数	認容	却下	取下げ	その他
平成12年	108	109	13	11	82	3
平成13年	102	89	17	8	63	1
平成14年	130	142	17	18	100	7
平成15年	103	102	7	29	65	1
平成16年	114	115	30	24	61	0
平成17年	139	137	22	18	94	3
平成18年	125	139	15	20	102	2
平成19年	103	103	15	11	76	1
平成20年	139	130	20	18	89	3

新受・既済等の推移



親権・管理権の喪失の宣告・取消し事件の事件数の動向

平成20年1月～12月

		既済総数	(終局別内訳)			
			認容	却下	取下げ	その他・不明
親権・管理権の喪失の宣告・取消し		102	13	15	63	11
(申立人 別内訳)	うち 親権喪失の宣告	97	10	15	61	11
	実父	21	0	8	10	3
	実母	5	0	0	5	0
	父方祖父母	5	0	1	2	2
	母方祖父母	36	7	4	22	3
	父方おじおば	5	1	0	3	1
	母方おじおば	13	0	1	12	0
	その他親族	5	1	1	3	0
	児童相談所長	7	1	0	4	2
	うち 親権喪失の宣告取消し	2	2	0	0	0
	うち 管理権喪失の宣告	3	1	0	2	0
うち 管理権喪失の宣告取消し	0	0	0	0	0	

8. 児童記録票に関する民事訴訟における証拠保全について

全国児童相談所長会
ブロック代表幹事 各位

「児童記録等に関する民事訴訟における証拠保全」への対応方法の紹介について

平素より全国児童相談所長会の活動に、ご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、ブロック代表幹事の皆様におかれましては、着任早々大変恐縮ですが、別紙の「児童記録等に関する民事訴訟における証拠保全について」（別添含む）を、所管する各都道府県の中央児童相談所にメールで送信していただくようお願いします。また、当該中央児童相談所に対し、所管する各児童相談所へのメール送信について依頼していただきますようお願いします。

この案件は、今後、全国の児童相談所においても関わる可能性があることから、全国児童相談所長会事務局として、ご参考までに、東京都児童相談センターの対応方法について紹介するものです。お忙しい中、申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

平成21年4月28日

全国児童相談所長会

事務局長 豊岡 敬

事務連絡
平成21年4月28日

児童相談所長 各位

東京都児童相談センター所長
丸山 浩一

児童記録等に関する民事訴訟における証拠保全について

児童相談所業務の推進につきましては、日頃からご苦労さまです。

今般、他県の児童相談所において、児童福祉法第28条による強制入所措置中の児童の親より、当該児童相談所に対する不法行為による損害賠償請求を本訴とする民事訴訟の起訴前の証拠保全の申立てが地方裁判所に対してなされ、当該児童相談所が地方裁判所の求めに対して、児童記録票を提出するという事案が生じました。

当センターとしては、有識者の御意見も伺い検討したところ、同様の事案が生じた場合に児童記録票を開示することは、児童記録票が子どもや関係者のプライバシーに関する情報を多数含むこと、子どもの安全を損なう可能性があること、ひいては児童相談所の業務そのものに著しい支障をきたすおそれがあることから、任意の要請には応じません。

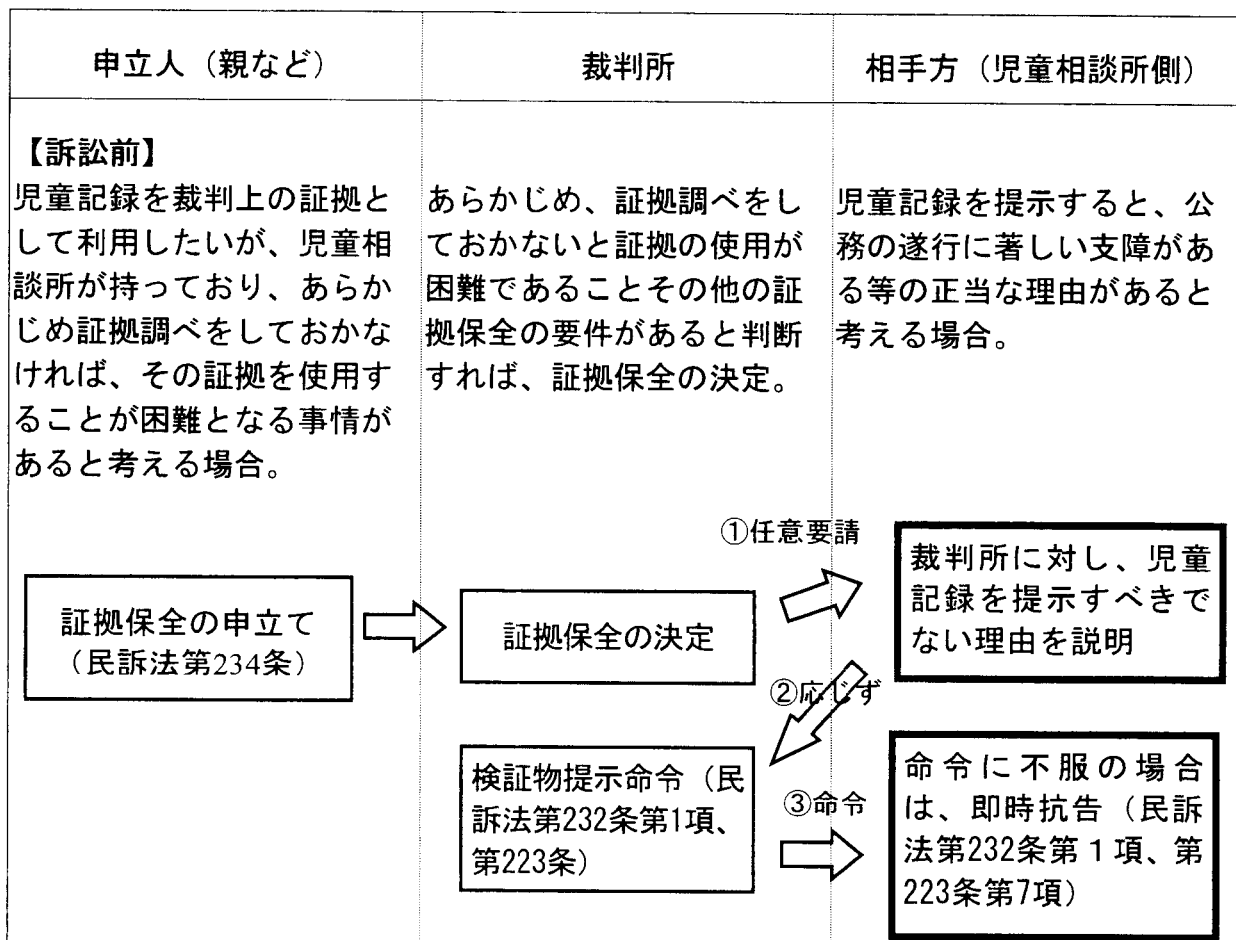
また、その後に検証物提示命令が出された際も、提出することで公務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、個人情報保護法の理念からも提出になじまないことを主張し、必要に応じて即時抗告の申し立てを行っていく考えです。

こうした事案は全国で生じる可能性があるため、十分に留意されるよう、ご参考までにお知らせいたします。

なお、「民事訴訟における児童記録等に対する主な証拠調べの流れ」については、別添のとおりです。

(別添)

民事訴訟における児童記録等に対する主な証拠調べの流れ



【提示すべきでない理由】

- 1 公の機関であり、証拠の散ざい、改ざん、隠滅の恐れはない。
- 2 個人情報保護法（地方公共団体の場合は条例等）の理念に反する。また、個人情報の開示請求で対応が可能。
- 3 公務遂行に著しい支障を及ぼす。

（注1） 検証物提示命令があった場合でも、直接強制する手段はない。検証物を提示しないとその後の訴訟において、原告（申立人）の主張が、判決において真実と擬制されることがあり得る（民訴法第224条）が、そのことだけで必ずしも真実と擬制されるわけではない。

（注2） 提訴後の証拠調べについては、審理の中で原告側の申立て・主張、児童相談所側の反論を経て、裁判所が文書提出命令等の決定を行うことになる。この場合にも、個人情報保護や公務遂行に支障を及ぼさないことを考慮しながら検討することとなる。

(別添)

【検証物提示命令について、正当な理由があれば拒むことが出来るとの下級審判決あり】

○ 「文書提出命令」についての応諾義務の例外

公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（民訴法第220条第4号ロ）

【参考】

○ 民事訴訟法

（公務員の尋問）

第九十一条 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁（衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあった者についてはその院、内閣総理大臣その他の国务大臣又はその職にあった者については内閣）の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。